

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記4)

伊予灘における区画漁業（特定区画漁業を含む。）の免許の内容たるべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第1号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院牛小谷、尾儀原、小山大河浦、大河内、谷山、片鹿波、上難鴨之池、粟井河原、正岡神田、式、九久川保、小川野谷、高山、洋岩野、古原、猿川原、下難庄、常苞免、善心寺、田本、北条常辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、西外、岩中村、夏目、西萩反谷、八平府地、林中、河野、別本宮内、安岡、横谷及び和田	別記2及び4のとおり
伊区第2号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤東側付根から北へ直線距離620メートルの標識 B 松山市堀江町と市小川の境界標識の鼻西端から南へ200メートルの標識 点 ア Aから松山市門田町頭崎見通し250メートルの点 イ Aから松山市門田町頭崎見通し500メートルの点 ウ Bから松山市門田町神崎見通し500メートルの点 エ Bから松山市門田町神崎見通し250メートルの点	松山市堀江町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第3号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町高浦及び同町佐市地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦崎標柱 B 西宇和郡伊方町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し360メートルの点 ウ イから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡伊方町小振黒鼻見通し180メートルの点	西宇和郡伊方町三佐之大志小田高神大之川及び塩成	別記2及び4のとおり
伊区第4号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町三机地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ アから180度400メートルの点 ウ イから90度200メートルの点 エ ウから0度150メートルの点 オ エから270度50メートルの点 カ オから0度250メートルの点	西宇和郡伊方町三佐之大志小田高神大之川及び塩成	別記2及び4のとおり
伊区第5号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町田部地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町田部第2防波堤L護岸基部より82.9メートルの標識 点 ア Aから227度100メートルの点 イ アから208度150メートルの点 ウ イから253度212メートルの点 エ ウから298度300メートルの点 オ エから28度300メートルの点	西宇和郡伊方町三佐之大志小田高神大之川及び塩成	別記2及び4のとおり
伊区第6号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから199度見通し線とDから199度見通し線との区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町神崎タナゴ箸 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤基部から海岸沿いに東へ100メートルの標識 C 西宇和郡伊方町神崎後の浜西防波堤西部 D 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤東基部 点 ア Aから199度50メートルの点 イ Aから199度200メートルの点 ウ Bから199度270メートルの点 エ Bから199度120メートルの点	西宇和郡伊方町三佐之大志小田高神大之川及び塩成	別記2及び4のとおり
伊区第7号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤東基部から海岸線沿いに東へ100メートルの標識 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜オソナグチの標識 点 ア Aから199度120メートルの点 イ Aから199度430メートルの点 ウ Bから199度400メートルの点 エ Bから199度100メートルの点	西宇和郡伊方町三佐之大志小田高神大之川及び塩成	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第8号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤碇鼻 B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 C 西宇和郡伊方町釜木境磯中央 D 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから65度100メートルの点 イ Bから313度150メートルの点 ウ Dから335度200メートルの点 エ Dから335度400メートルの点 オ Cから309度300メートルの点 カ Aから65度350メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊区第9号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	ウア、アイ、イB及びBウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊区第10号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊区第11号	第2種区画漁業	魚介類養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町佐田岬地先	西宇和郡伊方町佐田岬の三崎漁業協同組合かん水蓄養池東堤防と西堤防との間の護岸に囲まれた区域	西宇和郡伊方町三崎地区	

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第1号	第1種漁業	わかめ・かひ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 B 松山市浅海本谷甲58番地恵美須神社西角 点 ア Aから315度0分160メートルの点 イ Aから315度0分460メートルの点 ウ Bから315度0分450メートルの点 エ Bから315度0分150メートルの点	松山市浅海原、浅谷、院内、猪木、尾小、儀山、大河、西片、鹿、上、鴨、池、河、儀、客、川、保、谷、高、洋、野、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、西、中、西、外、岩、夏、谷、原、地、林、中、河、府、谷、内、岡、原、及	別記2のとおり
伊特區第2号	第1種漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌5月31日まで	松山市中島大浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市中島大浦県道41号線TD-28 B 松山市中島大浦県道41号線TD-26 点 ア Aから松山市小浜ヨウ崎見通し150メートルの点 イ Aから松山市小浜ヨウ崎見通し261.6メートルの点 ウ Bから松山市中島大浦竜神防波堤折点見通し300メートルの点 エ AからB見通し190メートルの点	松山市中島大浦及び小浜	別記2のとおり
伊特區第3号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろま割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野庚申防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点	松山市中島大浦、小浜、宮野及び神浦	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点		
伊特區第4号	第1種漁業	あわび 下垂式 かめ養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	松山市上怒和	別記2のとおり
伊特區第5号	第1種漁業	わかめ・かこ養殖業	9月1日から 翌7月31日まで	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地菟藻鼻見通し200メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第6号	第1種漁業	あわび 下垂式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 ア Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点	松山市元怒和	別記2のとおり
伊特區第7号	第1種漁業	わかめ・かこ養殖業	9月1日から 翌7月31日まで	松山市怒和島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島コシキ鼻西端 B 松山市怒和島辨天鼻西端	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第8号	第1種漁業	わかめ・かこ養殖業	9月1日から 翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し50メートルの点 イ Bから松山市白石（三ツ石）灯台見通し430メートルの点 ウ Bから松山市白石（三ツ石）灯台見通し130メートルの点 エ Aから175度10分140メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第9号	第1種漁業	わかめ・かこ養殖業	9月1日から 翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから松山市白石（三ツ石）灯台見通し330メートルの点 イ Aから80度750メートルの点 ウ Aから107度720メートルの点 エ Bから松山市白石（三ツ石）灯台見通し40メートルの点	松山市上怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第10号	第1種漁業	魚類小割式養殖（くろま小割式養殖を除く）	1月1日から 12月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島コウノト鼻北西端 B 松山市津和地島行先松鼻北端 点 ア Bから松山市流児島黒鼻見通し40メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第11号	第1種画漁業	わかひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市流児島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島黒鼻から護岸沿い東へ110メートルの地点に設置された標識 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから190度70メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記1及び2のとおり
伊特區第12号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市流児島地先	アイ及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島ビワ首鼻南端 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから松山市津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第13号	第1種画漁業	わかひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クグリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点	松山市津和地	別記1及び2のとおり
伊特區第14号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港西防波堤突端 点 ア Aから281度14分106メートルの点 イ Aから233度8分129メートルの点 ウ Aから190度4分80メートルの点 エ Aから325度18分25メートルの点	松山市二神	別記2のとおり
伊特區第15号	第1種画漁業	わかひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港西防波堤突端 点 ア Aから281度14分106メートルの点 イ Aから294度16分502メートルの点 ウ Aから289度10分508メートルの点 エ Aから260度8分128メートルの点	松山市二神	別記1及び2のとおり
伊特區第16号	第1種画漁業	わかこ養殖業	12月1日から翌6月30日まで	松山市高浜町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市高浜町松法1-3の基準点 B 松山市高浜町T4-141の基準点 点 ア Aから324度44分65メートルの点 イ Aから326度29分24メートルの点 ウ Bから356度23分29メートルの点 エ Bから337度19分68メートルの点	松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町	別記1及び2のとおり
伊特區第17号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市高浜町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市高浜町松法1-3の基準点 点 ア Aから286度42分82メートルの点 イ Aから259度39分55メートルの点 ウ Aから326度29分24メートルの点 エ Aから324度44分65メートルの点	松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町	別記2のとおり
伊特區第18号	第1種画漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌5月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界 B Aから南へ直線距離200メートルの標識 点 ア Aから256度30分200メートルの点 イ Aから256度30分350メートルの点 ウ Bから256度30分400メートルの点 エ Bから256度30分250メートルの点	松山市堀江町	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第19号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町と市小川との最大高潮時海岸線における境界 B Aから南へ直線距離200メートルの標識 C Dから北へ直線距離150メートルの標識 D 松山市堀江港東側防波堤付根から北へ直線距離450メートルの標識 点 ア Aから256度30分350メートルの点 イ Aから256度30分570メートルの点 ウ Dから289度30分600メートルの点 エ Dから289度30分310メートルの点 オ Cから289度30分320メートルの点 カ Cから289度30分500メートルの点 キ Bから256度30分500メートルの点 ク Bから256度30分400メートルの点	松山市堀江町	別記2のとおり
伊特區第20号	第1種区画漁業	なまこ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市門田町大室貯木場跡	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とAク間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市門田町旧大室貯木場跡南側防波堤基部 点 ア Aから48度12分23秒22.817メートルの点 イ Aから41度30分27秒48.219メートルの点 ウ Aから45度11分41秒138.079メートルの点 エ Aから35度11分39秒225.299メートルの点 オ Aから30度33分04秒359.761メートルの点 カ Aから26度41分25秒456.996メートルの点 キ Aから21度07分30秒547.841メートルの点 ク Aから19度19分45秒564.482メートルの点	松山市馬磯地区	別記2のとおり
伊特區第21号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡伊方町小島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町小島乙1575住吉神社の標識 点 ア Aから34度170メートルの点 イ Aから8度285メートルの点 ウ Aから320度265メートルの点 エ Aから300度135メートルの点	西宇和郡伊方町足成、三机市、松之浜、大志津、小田部、大神崎、川及び塩成	別記1及び2のとおり
伊特區第22号	第1種区画漁業	わかめ・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼磬 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
伊特區第23号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	アウ、ウエ、エイ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端南端 点 ア Aから18度156メートルの点 イ Aから31度135メートルの点 ウ Bから265度51メートルの点 エ Bから219度47メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。